

亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）により実施する福祉医療費支給に関する事務で規則に定めるもの（重度心身障害者）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	亀岡市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）により実施する福祉医療費支給に関する事務で規則に定めるもの（重度心身障害者）
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		亀岡市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）により実施する福祉医療費支給に関する事務で規則に定めるもの（重度心身障害者）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>この条例は、(重度心身障害者(重度心身障害児を含む。))並びに母子家庭及び父子家庭に対し医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)を支給することにより、健康の保持及び生活を安定に寄与し、(福祉の増進を図る)ことを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>亀岡市福祉医療費支給条例(昭和50年亀岡市条例第23号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	亀岡市福祉医療費支給条例第5条
事務の内容	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。))を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>亀岡市福祉医療費支給条例第5条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	亀岡市福祉医療費支給条例第4条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		

届出情報

独自利用事務の対象者	障害者及び障害児
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月18日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	